

長野市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

令和 5 年 11 月 22 日

長野市告示第 672 号

(空家等管理活用支援法人の指定)

第 1 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 1 項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないものとする。

附則

この基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行日から施行する。